

各都道府県等にご対応いただきたい事項

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律(以下、「法」という。)第5条に基づく関係地方公共団体の責務や、法第12条・第13条に基づく関係地方公共団体の役割、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を踏まえ、各都道府県等におかれでは、カネミ油症患者の支援等に関して、引き続きご協力をいただくようお願ひする。

1. 健康実態調査の実施（基本指針第三）

平成25年度から患者の居住地の都道府県に委託して健康実態調査を実施しているところ、平成29年度についても、下記のとおり、ご協力をお願いする。

- 平成29年3月31日現在で把握している認定患者に対して、4月1日に調査票の送付をお願いする。必要に応じ、要介護者等への調査票の記入の介助等をお願いする。(年度内に予算が成立しない場合は、成立後速やかに送付をお願いする。)
- 6月末を患者からの提出の〆切りとして、調査票の回収を行い、必要な入力を行った上で、7月末には厚生労働省に提出をお願いする。
- 健康調査支援金については、従来は調査票の確認後9月末までの支払いを依頼していましたが、三者協議での患者団体の意見を踏まえ、出来るだけ速やかに(遅くとも9月末までに)支払っていただけるようお願いする。
なお、同一県内に居住する家族に対する支払いについては、同一時期とするなど可能な限り配慮をお願いする。
※ 生活保護費受給者については、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」(平成25年6月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知)を参照すること。
- 患者に対する相談支援体制を充実させ、健康実態調査を円滑に実施するために、油症相談支援員の設置を進めているので、各都道府県はこれを積極的に活用し、患者への支援の充実と、健康実態の的確な把握を図っていただきたい。
- 引き続き、患者にコード番号(都道府県番号(2桁)+任意番号(2桁)+
(4桁)の設定をお願いする
※ 任意番号は必要に応じて市町村の番号を振る。不要な場合は00とする。
平成25~27年度の調査に回答があった患者に設定した番号は継続して同じものを使用する。

- 患者が転居した場合に転居先の自治体への情報提供をお願いする。
- 健康実態調査をはじめ、総合支援法に基づく支援措置の対象となる認定患者の数については、平成 29 年 3 月 31 日付けの情報について、今後、調査をお願いする予定であるので、貴県管下市町村において保有する住民基本台帳情報との突合を行うなどによって、正確な数値の把握及び報告にご協力をお願いする。

2. 認定について（基本指針第四）

油症治療研究班により、平成 24 年 12 月 3 日付けで診断基準が見直されたことに伴い、下記のとおり、引き続きご協力をお願いする。

- 同居家族認定の周知のため、平成 29 年度の健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続きの案内のための書類の同封をお願いする。その他、検診や相談対応などの機会や、広報誌やホームページ等を活用して、周知等に努めていただきたい。
※ 医師意見書に関する医師会への協力依頼に際しては、「診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成及び油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について」（平成 24 年 12 月 12 日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知）を参照すること。
- 必要に応じて、油症治療研究班による油症患者診定委員会に委託し、計画的な認定を図っていただくようお願いする。
- 都道府県から申請者への認定結果の通知に際しては、カネミ倉庫からの案内（認定患者への見舞金や医療費の支払い等について）を同封することに、ご協力いただきたい。
※ 従前は、カネミ倉庫の担当者が居住地に出向いて説明していたが、迅速に、一括して情報提供を行うため。
※ カネミ倉庫に新規認定患者の情報を伝達する際には、本人の同意を得るなど必要な手続きをお願いする。
- 患者や、患者の家族であることを、他の家族等に秘密にしているため、本人あての郵便物の送付等を希望しない方々がいることから、こうした情報を得ている場合は特段の配慮を行うとともに、今後の連絡に当たっても、申請者の希望を確認するなどの配慮をお願いする。

3. カネミ油症検診の実施（基本指針第四）

- カネミ油症検診は、厚生労働省の補助の元、平成9年度までは、関係自治体が主体となって実施していた。平成10年度以降、予算が一本化され、油症治療研究班（厚生労働科学研究費補助金）に、関係自治体が参画（研究協力者）して実施している。
- 各都道府県で、油症治療研究班（厚生労働科学研究費補助金）と連携して、必要な検診体制の整備をお願いする。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるよう工夫をお願いする。
- 検診の日程調整や結果の返却に際しては、都道府県から対象者に対して、油症研究班の研究結果（油症ニュース等）を同封するなど、受診者への情報提供の充実をお願いする。
- 未認定者が検診を受診した場合は、懇切丁寧に対応してほしいとの患者の声もあるので、配慮をお願いする。また、必要に応じて、研究班による油症患者診定委員会を活用し、計画的な認定審査を図っていただくようお願いする。
- 平成26年度健康実態調査の結果、検診に関する案内があれば、検診を受診したいとの回答された方がみられたことから、平成29年度の健康実態調査の送付の際に検診の案内を同封するなど検診の周知についてご協力をお願いする。

4. 受療券利用可能医療機関の拡大（基本指針第五）（参考1）

- 基本指針において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」とされている。
- 平成27年度の健康実態調査で、患者が拡充を要望する医療機関を調査し、その結果を踏まえ、今年度は、関係自治体の協力を得て、新たに13医療機関で受療券の利用が可能となった。
- 平成29年度においては、平成28年4月に改正された基本指針において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図ること」とされていること及び三者協議での患者団体の要望を踏まえ、患者から希望があった全ての医療機関への要請を行うこととしたと考えている。追って、資料1の参考資料13のとおり個別の医療機関に対する受療券の利用に係る要請について、対象医療機関が所在する都道府県及び医師会に対して、協力依

頼を送付したいと考えているので、ご協力をお願いする。

- なお、患者が油症患者受療券を利用した場合の診療報酬に係る明細書に関し、保健医療機関は、一部負担金等の支払いがない方についても、求められたときは、明細書を無償で発行しなければならないとされているので、（平成28年3月4日付け保発0304第11号 各地方厚生局長及び都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知）ご了知願いたい。

5. カネミ油症に関する情報提供及び相談支援の推進（基本指針第六、第七）（参考2、参考3）

- 基本指針において、「関係都道府県と連携して、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払い等に関するカネミ油症患者からの相談に対応していく。」とされている。
- 油症患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があること等から、都道府県において、油症相談支援員及び従前からの油症治療研究班における相談体制を活用するなどして、こうした相談にもご対応いただきたい。
- また、基本指針において、「国及び地方公共団体は、法の趣旨に基づき、カネミ油症に関する理解が深まるよう、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める」とされている。
- カネミ油症に関する正しい知識の普及を図るため、国において設置したカネミ油症に関するホームページでは、様々な情報を掲載・リンクするなどして、ポータルサイトとして活用している。
こうした情報や、地域の特性に応じた取り組み等についても、各都道府県の広報誌やホームページ等を通じて、周知等をお願いしたい。
- また、基本指針において、「国は、引き続き、油症治療研究班を通じて、カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集を行うとともに、今後は、油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果、医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供を行う。」とされている。
- 平成25年度の油症治療研究班において、医療従事者向けの啓発パンフレットを作成したところである。また、医療従事者への的確な普及啓発等のため、平成28年12月に厚生労働省ホームページのレイアウトを改善しているので、これらを活用し、引き続き、都道府県医師会や医療機関への周知をお願いする。